



一般社団法人 住宅あんしん検査



---

## 管路・設備検査 契約内容のご案内

(2020年6月1日版)

この「管路・設備検査 契約内容のご案内」は、一般社団法人住宅あんしん検査（以下「住宅あんしん検査」といいます。）の建物状況調査業務に付随して実施する管路・設備検査の内容をご理解いただくために特に重要な事項を説明したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管くださいますようお願いいたします。

なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては「管路・設備検査実施規約」（次頁参照）等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、住宅あんしん検査までお問い合わせください。

## 1 ご契約の概要

- 住宅あんしん検査は、依頼者からの依頼に基づき、管路・設備検査実施規約の定めに従い、管路・設備検査を実施します。
- 管路・設備検査実施規約には、管路・設備検査の内容などを規定しています。

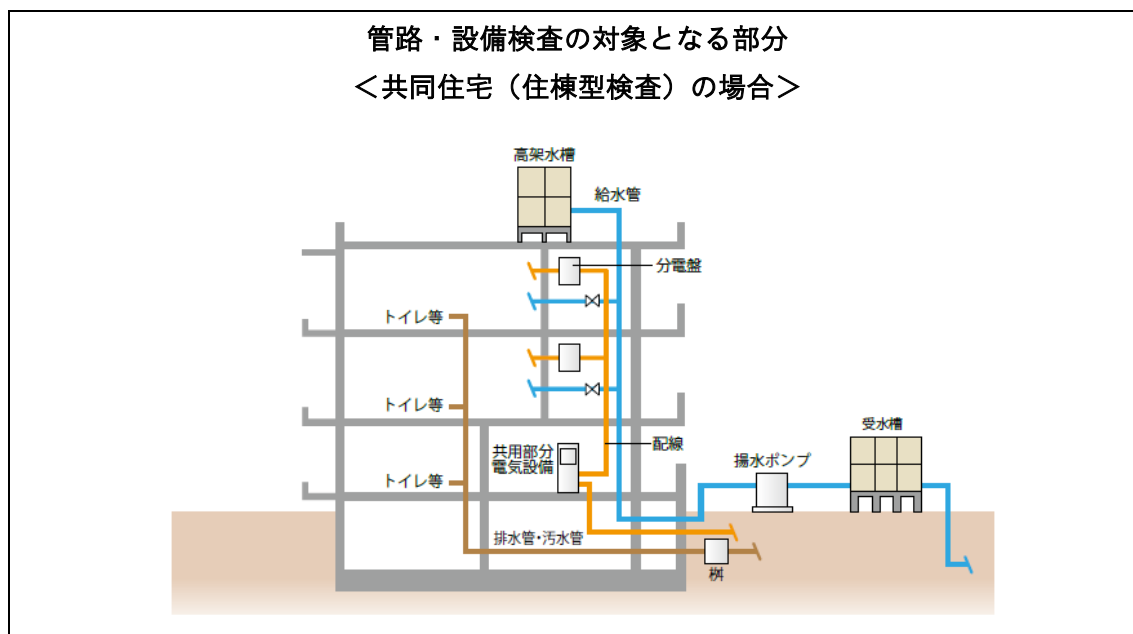
## 2 検査の内容

### (1) 検査の方法

住宅あんしん検査は、株式会社住宅あんしん保証が定めるあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（検査事業者コース）の瑕疵保証検査基準に基づき、目視・計測を中心とした非破壊調査を行います。なお、この検査は共同住宅（住棟型検査）に対して実施します。

### (2) 検査対象部分

管路・設備検査は、既存住宅の給排水管路、給排水設備、電気設備およびガス設備に対して実施します。



## 管路・設備検査実施規約

1. 住宅あんしん検査は、建物状況調査業務委託契約約款に規定する既存住宅状況調査方法基準（平成29年国土交通省告示第82号）に基づく対象住宅の調査に加えて、株式会社住宅あんしん保証が定めるあんしん既存住宅個人間売買瑕疵保険（検査事業者コース）の瑕疵保証検査基準に基づき給排水管路、給排水設備、電気設備およびガス設備に対する検査を実施します。
2. 管路・設備とは、次の部分をいいます。
  - ① 給排水管路  
対象住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管（追い焚き用循環配管を含みません。）、排水管（雨水の浸入を防止する部分を除きます。）または汚水管をいいます。ただし、次に掲げる部分を除きます。
    - イ. 対象住宅の所有者以外の者が所有または管理する部分
    - ロ. 設備機器に係る部分
  - ② 給排水設備  
対象住宅またはその敷地内に設置された受水槽、揚水ポンプ、加圧・増圧ポンプ、高架水槽、貯湯式電気温水器（※1）、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、汚水ポンプまたは枺をいいます。ただし、対象住宅の所有者以外の者が所有または管理する部分を除きます。
  - ③ 電気設備  
対象住宅に設置された受変電設備、配線、開閉器盤、動力盤、分電盤、照明設備（※2）または換気設備をいいます。ただし、次に掲げる部分を除きます。
    - イ. 対象住宅の所有者以外の者が所有または管理する部分
    - ロ. 照明設備および換気設備にあつては、専有部分に設置された部分
  - ④ ガス設備  
対象住宅またはその敷地内に設置されたガス配管または中継遮断弁（対象住宅の所有者以外の者が所有する部分を除きます。）をいいます。
3. この実施規約に定めのない事項については、建物状況調査業務委託契約約款の定めに従います。

### ※1 貯湯式電気温水器

熱源を電気として温水を供給する機器のうち貯湯タンクを有するものをいい、ガス温水機器、石油小形給湯機、電気給湯機、自然冷媒ヒートポンプ給湯機、家庭用燃料電池コージェネレーションおよび家庭用ガスエンジンコージェネレーションを含みません。

### ※2 照明設備

電球、蛍光灯等の管球類を除きます。

（ご連絡先）



**一般社団法人 住宅あんしん検査**

一級建築士事務所（東京都知事登録第62105号）

所在地：東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テコビル6階

電話番号：03-6824-9444（受付時間：月～金 9：00～17：30）

メールアドレス [info@anshinkensa.or.jp](mailto:info@anshinkensa.or.jp)

JAK-T-620-2006-2